

普代村地球温暖化対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 2050年カーボンニュートラル及び脱炭素社会の実現を目指し、本村の効果的な地球温暖化対策の推進を図るため、普代村地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、村長に意見を述べるものとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に規定する地方公共団体実行計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他地球温暖化対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 村民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) エネルギー供給事業者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。